



2025 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 日本製鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 COO 今井 正
(コード番号 5401、東証プライム、名証、福証、札証)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部広報室
(TEL. 03-6867-2135、2141、2146)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

日本製鉄株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社株主より、2025 年 6 月 24 日開催予定の第 101 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、株主提案（以下「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面を受領しております。

当社は、本日開催の取締役会において、いずれの提案についても、反対することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 本株主提案の内容

別紙をご参照ください。

本株主提案は、2 名の株主（議決権比率は合計 0.01%未満）からの共同のご提案によるものです。

2. 本株主提案に対する取締役会の意見

（1）提案 1（子会社管理に係る定款変更の件）に対する意見

当社取締役会は、**本提案に反対**致します。

（反対の理由）

当社は、上場子会社管理について適切に取り組んでおり、その内容を開示していることに加え、上場子会社管理に関する審議・開示といった個別具体的な事項を定款で一律かつ固定的に定めることは不適切であることから、本提案は適切でないと考えます。

当社の取組み内容

子会社管理

当社は、取締役会においても必要に応じて適切に審議のうえ、以下の内容を含む上場子会社管理を行っております。

① グループ会社管理

当社は、「日本製鉄グループ企業理念」に基づき、当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指しています。このような基本方針のもと、グループ会社の管理に関してグループ会社管理規程において基本的なルールを定め、当社グループの事業に適した内部統制システムを構築・整備するとともに、連結経営計画の策定や連結決算等の PDCA 管理を含めてその適切な運用を図っております。その一例として、上場子会社を含むグループ会社全社を対象に、財務データに基づき年に 1 回以上の頻度で経営健全度評価を実施し、その結果を経営会議及び取締役会に報告しています。

個々のグループ会社の資本政策については、事業戦略上の位置づけや資本効率等の総合的な観点から継続して検討しています。このうち、当社と上場子会社との関係性に関しては、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において各上場子会社を保有する意義等について個別に記載しているとおり、「当社として各社がグループ内にいることの意義」、「各社にとって当社グループに在ることの意義」、「各社が上場会社であることの必要性」の 3 つの視点から、現在の出資比率を含む当社との関係性が適切であると考えております。また、経営環境やグループ戦略の変化に応じて、少数株主に不利益を与えない観点も踏まえつつ必要に応じた見直しも行っており、その結果として、例えば、2019 年には当時上場子会社であった日新製鋼(株)を完全子会社化し、2023 年には当時持分法適用上場会社であった日鉄物産(株)を連結子会社化しつつ非公開化したほか、本年 4 月 25 日には上場子会社であった山陽特殊製鋼(株)を完全子会社化致しました。

② 上場子会社の独立性、少数株主保護

上場子会社各社においては、コーポレートガバナンス・コードの趣旨も踏まえ、取締役が占める独立社外取締役の割合が 3 分の 1 以上を満たす体制となっており、独立した意思決定が確保され、自律的な経営がなされているものと認識しております。

親子会社間の取引条件について、他の顧客との一般的な契約条件や市場価格等に基づき合理的に決定するなど、少数株主に不利益を与えることがないよう適切に対応しており、また、東京証券取引所プライム市場に上場している子会社については、親子間で重要な取引・行為が発生する場合、特別委員会を設置する体制を整備しております。

上場子会社等に関する開示

当社は、上場子会社を含むグループ経営に関する考え方及び方針、並びに上場子会社管理に関する具体的な取組みの内容等について、各種開示書類において適切に開示を行っております。こうした開示を適切に行うことは、上場会社として当然に遵守すべき責務であると考えており、今後も株主・投資家の皆様との企業価値向上に向けた建設的な対話の促進に向け、開示の充実に努めてまいります。

このように、当社は、上場子会社管理について適切に取り組んでおり、その内容を開示しております。

なお、当社の上場子会社各社は、現時点で上場維持基準に抵触するおそれがある状況には

ないと認識しております。

定款変更の是非

本提案は、上場子会社管理に関する審議・開示といった個別具体的な事項を、会社の組織等の基本的な事項を定める定款に一律かつ固定的に定めることとするものであり、経営環境の変化に応じた機動的な方針の策定・変更や業務執行の妨げともなるため、不適切であると考えております。

- (2) 提案2（代表取締役に対し、譲渡制限付株式報酬を付与すること及び固定報酬、業績連動報酬、株式報酬の構成比を変更するための報酬決定の件）に対する意見

当社取締役会は、**本提案に反対**致します。

(反対の理由)

当社は、取締役の報酬等について、本株主総会の第3号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」（以下「本会社提案議案」といいます。）において当社が提案する業績連動型株式報酬を含む新たな報酬制度が適切であると考えます。本会社提案議案は、多様で困難な経営課題に対応するために、当社グループの中長期的な企業価値の向上を実現し得る優秀な人材を継続的に確保するとともに、積極的かつ果断な意思決定による適切なリスクテイクを行う必要がある状況を踏まえ、取締役に対し役位と業績に応じた適切なインセンティブを付与するために提案するものです。それと相反する本提案は適切でないと考えます。

本日付「当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にて公表致しましたとおり、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入すること、及び本会社提案議案を本株主総会に付議することを決議致しました。

現在、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、金銭報酬である固定報酬と業績連動報酬で構成されていますが、当社は、本会社提案議案において、これらの報酬を継続することを前提に、それに加えて、取締役の報酬の一部を当社の株式価値と連動させ、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有したうえで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を一層高めることを目的に、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象に、新たに信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いする予定です。

当社は、極めて厳しい事業環境が継続するなかにおいても持続的に成長し中長期的に企業価値を向上させるために、国内製鉄事業の競争力強化、成長する海外市場におけるグローバル事業の拡大、鉄鋼生産プロセスにおけるカーボンニュートラル実現といった、かつてない多様で困難な経営課題に挑戦しています。こうした経営課題に対応していくためには、中長期的な企業価値向上を実現し得る優秀な人材を継続的に確保するとともに、積極的かつ果断な意思決定による適切なリスクテイクを行い、研究開発・設備投資・M&A・賃上げ等の成長

に向けた施策を強力に推し進めていく必要があります。

本制度は、このような状況を踏まえ、取締役に対し役位と業績に応じた適切なインセンティブを付与するために、他社の役員報酬水準及び制度の動向や経済情勢の変化等を考慮のうえ、既存の固定報酬及び業績連動報酬に係る限度額とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を支給するものです。

本株主総会において本会社提案議案が原案どおり可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、①固定金銭報酬、②業績連動金銭報酬及び③業績連動型株式報酬から構成されることとなり、業績との連動性がより一層高まるとともに、株式価値とも連動することとなります。

本会社提案議案については、社外取締役を過半数とする「役員人事・報酬会議」における検討を経たうえで、取締役会において本株主総会に付議することを決議しております。

また、当社は、本制度の導入に伴い、「役員人事・報酬会議」における検討を経たうえで、本日開催の取締役会において、本株主総会で本会社提案議案をご承認いただくことを条件として、当社における「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定に関する方針」を改定することを決議しております。改定後の当該方針においては、

- ・固定金銭報酬、業績連動金銭報酬及び業績連動型株式報酬の比率について、上位の役位ほど業績連動報酬（業績連動金銭報酬及び業績連動型株式報酬）の比率を高くすることで、役位と業績に応じた適切なインセンティブを付与すること
- ・代表取締役会長及び代表取締役社長については、基準額（実力ベース連結事業損益 6,000 億円達成時）における「固定報酬（固定金銭報酬）：業績連動報酬（業績連動金銭報酬＋業績連動型株式報酬）」の比率を概ね 5：7 とし、業績により、3：7 から 10：0 の範囲で変動させること
- ・代表取締役会長及び代表取締役社長について、業績連動型株式報酬は業績連動金銭報酬の概ね 4 割とすること

等を定めることとしています。

このように、当社は、多様で困難な経営課題に対応するために、当社グループの中長期的な企業価値の向上を実現し得る優秀な人材を継続的に確保するとともに、積極的かつ果敢な意思決定による適切なリスクテイクを行う必要がある状況を踏まえ、取締役に対し役位と業績に応じた適切なインセンティブを付与する観点から、「役員人事・報酬会議」における検討を経たうえで本会社提案議案において当社が提案する業績連動型株式報酬を含む新たな報酬制度が適切であると考えております。本提案は、このような当社が提案する報酬制度と相反するものであり、適切ではありません。

（３）提案３（代表取締役に対する業績連動報酬にクローバック条項を追加する件）に対する 意見

当社取締役会は、**本提案に反対**致します。

（反対の理由）

当社は、取締役の報酬等について、本会社提案議案において当社が提案する業績連動型株式報酬を含む新たな報酬制度が適切であると考えます。また、本議案において提案されているクローバック条項は、個別具体的な状況を踏まえず安易に経営の結果責任を問うものであり、適切なリスクテイクを阻害することになり、不適切であると考えます。

当社の役員報酬制度

当社は、「提案2（代表取締役に対し、譲渡制限付株式報酬を付与すること及び固定報酬、業績連動報酬、株式報酬の構成比を変更するための報酬決定の件）に対する意見」に記載のとおり、多様で困難な経営課題に対応するために、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し得る優秀な人材を継続的に確保するとともに、積極的かつ果敢な意思決定による適切なリスクテイクを行う必要がある状況を踏まえ、取締役に対し役位と業績に応じた適切なインセンティブを付与する観点から、「役員人事・報酬会議」における検討を経たうえで本会社提案議案において当社が提案する業績連動型株式報酬を含む新たな報酬制度が適切であると考えております。なお、本会社提案議案で当社が提案する業績連動型株式報酬については、取締役が、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は当社に損害を与える目的で職務を執行したことを理由に、解任され又は辞任した場合等には、全部又は一部の当社株式について交付を行わないことができる設計としております。

また、当社は、社外取締役を過半数とする「役員人事・報酬会議」を設置しており、各取締役の具体的な報酬等の額及び内容については、同会議での検討を経たうえで、取締役会決議により決定することとしています。取締役に対する報酬の返還や繰延べの可否等については、同会議及び取締役会における十分かつきめ細やかな議論・検討を経たうえでの適切な判断が必要になると考えております。

本提案のクローバック条項の是非

本提案においては、代表取締役の報酬のうち相当の割合を占める業績連動報酬の支払いを繰り延べたうえ、新たに当社の連結子会社又は持分法適用会社とした企業に関連した損失が発生した場合に、その個別具体的な状況を斟酌することなく、一律に業績連動報酬を没収の対象とするとされています。このような取扱いは、善管注意義務の遵守状況等を含む個別具体的な状況を踏まえず、安易に経営の結果責任を問うものであり、代表取締役による投資等の経営判断を不必要・不適切に萎縮させ、適切なリスクテイクを阻害することになり、当社の企業価値の向上や株主の皆様の利益に資さない結果となるものと考えております。

3. ご参考：本株主総会の目的事項

報告事項	第100期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
------	--

決議事項

＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

第1号議案 第100期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）期末の剰余金配当の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

＜株主提案（第4号議案から第6号議案まで）＞

第4号議案 子会社管理に係る定款変更の件

第5号議案 代表取締役に対し、譲渡制限付株式報酬を付与すること及び固定報酬、業績連動報酬、株式報酬の構成比を変更するための報酬決定の件

第6号議案 代表取締役に対する業績連動報酬にクローバック条項を追加する件

以 上

本株主提案の内容は以下のとおりです。提案する議題、提案の内容及び提案の理由は、提案株主から提出された書面の該当箇所を原文のまま掲載しております。

第1 提案する議題

1. 子会社管理に係る定款変更の件
2. 代表取締役に対し、譲渡制限付株式報酬を付与すること及び固定報酬、業績連動報酬、株式報酬の構成比を変更するための報酬決定の件
3. 代表取締役に対する業績連動報酬にクローバック条項を追加する件

第2 提案の内容

以下の1の議案（以下「定款変更議案」という。）については、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決又は否決により、定款変更議案として記載した当社定款の各章又は各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/5401-NIPPONSTEEL/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

1. 子会社管理に係る定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第7章 子会社の管理

第36条

1. 本会社が親会社となっている上場子会社について、本会社及び上場子会社の株主価値最大化及び上場子会社の少数株主保護の観点も踏まえ、次に掲げる点を取締役会で1年に1回以上審議し、本会社が金融商品取引所に提出するコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、当該報告書の対象となる事業年度内に行われたその審議の内容を開示する。

（ア）上場子会社として維持することが本会社及び上場子会社の株主価値向上にどのように資するか（完全子会社化等による非公開化を行わず、敢えて上場子会社として維持する理由など）

（イ）親会社として上場子会社の経営に規律を持たせ、かつ、上場子会社の少数株主の利益を保護できるガバナンス体制となっているか

2. 上場子会社の前事業年度中の最終取引日時点のPBR（普通株式の株価を1株当たり連結純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。）で除して算定した数値をいう。）が1倍未満である場合、又は前事業年度末の自己資本利益率が8%未満である場合、当上場子会社の経営計画の妥当性を取締役会で1年に1回以上審議し、当上場子会社へ改善計画の策定を要請するとともに、本会社が金融商品取引所に提出するコーポレート・ガバナ

ンスに関する報告書において、当該報告書の対象となる事業年度内に行われたその審議及び当
上場子会社への要請の内容を開示する。

3. 上場子会社の発行する株式が上場する各証券取引所の定める上場維持基準に抵触している
場合（上場維持基準に抵触するに至る可能性が高いと客観的に考えられる場合を含む。）、当上
場子会社の少数株主利益を確保する観点から適切な対応方針（本会社による完全子会社化や吸
収合併による非公開化を含む。）を取締役会で1年に1回以上審議するとともに、本会社が金融
商品取引所に提出するコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、当該報告書の対象
となる事業年度内に行われたその審議の内容を開示する。

2. 代表取締役に対し、譲渡制限付株式報酬を付与すること及び固定報酬、業績連動報酬、株 式報酬の構成比を変更するための報酬決定の件

本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して支給する報酬の上限を現在の年
額34億8000万円以内（うち、社外取締役分は年額1億6800万円以内）から変更するこ
となく、代表取締役に対する報酬に譲渡制限付株式報酬（以下「株式報酬」という。）を導入する
とともに、代表取締役に対する報酬における固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬の構成比を変
更することを求めるものである。

現行の代表取締役に対する報酬制度及び変更後の代表取締役に対する報酬制度は以下のとおり
とする。

当社の取締役に対する報酬に関する事項であって、以下に定めのない事項は、現行の報酬制度
及び本定時株主総会で決議された他の議案の規定に従う。

（現行の代表取締役に対する報酬制度）

1. 代表取締役の報酬は固定報酬と業績連動報酬により構成される。
2. 業績連動報酬に係る指標は、実力ベース連結事業損益（連結事業損益から在庫評価差等を
控除したもの）を用い、業績連動報酬の基準額は6000億円の達成時とする。
3. 上記2の基準額達成時の固定報酬と業績連動報酬の比率は50：50とする。

（変更後の代表取締役に対する報酬制度）

（下線は変更箇所を示す。）

1. 代表取締役の報酬は固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬（以下「株式報酬」
という。）で構成される。
2. 業績連動報酬に係る指標は、実力ベース連結事業損益（連結事業損益から在庫評価差等を
控除したもの）を用い、業績連動報酬の基準額は6000億円の達成時とする。
3. 上記2の基準額達成時の固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬の比率は30：30：40

とし、固定報酬及び業績連動報酬の金額は、いずれも株式報酬の金額を上回ってはならない。

4. 株式報酬は「譲渡制限付株式」を付与する。本議案に基づき、株式報酬の支給対象となる代表取締役（以下「対象取締役」という。）に対して「譲渡制限付株式」の付与のために支給する報酬等は金銭報酬債権とし、その総額は年額13億2480万円以内とする。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、「役員人事・報酬会議」の諮問を経て取締役会において決定する。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、40000株以内（ただし、本株主提案がなされた日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とする。なお、その1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社の取締役会において決定する。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結することを条件とする。

本割当契約の内容の概要

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他の正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）正当な理由以外の理由による退任時の取扱い

上記（2）の定めにかかわらず、対象取締役が譲渡制限期間中に、正当な理由以外の理由により上記（1）に定める地位を退任した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転契約その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

3. 代表取締役に対する業績連動報酬にクローバック条項を追加する件

本議案は、代表取締役に対する業績連動報酬の支払いを繰り延べ、本定時株主総会以降に株式を取得し、新たに当社の連結子会社又は持分法適用会社とした企業（既存企業の株式を新規に取得する場合、既に出資している既存企業の株式を追加で取得する場合及び新規に会社を設立する場合を含む。以下「子会社等」という。）に関連した損失（のれん、無形資産、有形固定資産の減損損失を含むが、これに限られない。以下同じ。）が発生した場合に、以下の内容にて当該業績連動報酬の一部を没収することを求めるものである。

対象とする業績連動報酬の繰延額、没収事由となる子会社等に関連した損失への該当性及び減算する具体的な金額は、「役員人事・報酬会議」の諮問を経て、取締役会で決議する。

(1) 支払いの繰り延べ及び没収の対象となる報酬の種類

株主総会の決議に基づいて代表取締役に支払われる業績連動報酬であって、本定時株主総会以降に決定し、支払いが行われるもののうち、「役員人事・報酬会議」が支払いの繰り延べ及び没収の対象として適法であると認めたもの、または、対象となる代表取締役が支払いの繰り延べ及び没収に同意したもの

(2) 報酬の支払いが繰り延べられる期間

5年間（以下「繰延期間」という。）

(3) 支払いを繰り延べていた報酬の取り扱い及び報酬の没収

(ア) 本定時株主総会以降に株式を取得した子会社等に関連する損失が繰延期間中に発生しなかった場合

当社は、繰延期間の満了時に、対象となる代表取締役に対し、支払いを繰り延べていた報酬の総額に法定利率相当の金利を加算して支給する。

(イ) 本定時株主総会以降に株式を取得した子会社等に関連する損失が繰延期間中に発生した場合

当社は、繰延期間の満了時に、対象となる代表取締役に対し、子会社等の株式を取得した時点か

ら当該損失が発生した時点までの業績を基準に算定した業績連動報酬について、連結事業損益から当該損失額を期間按分により費用として控除したうえで算定し直し、減算した金額を支給する。

第3 提案の理由

1. 子会社管理に係る定款変更の件

当社は2025年3月末現在、上場子会社を5社（うち1社は非公開化予定）有しているが、そのうち4社のPBRは1倍未満であり、子会社の怠慢な経営を放置している。

加えて、親子上場においては子会社の少数株主との利益相反リスクがある。例えば、当社上場子会社は長年にわたり、当社に対し多額の資金を低い金利で供与してきたが、それは当該子会社の株主資本コストに全く満たず、資本効率の低下と少数株主の利益棄損を招いた。

当社が従来通り支配株主として便益を享受することを望むのであれば、これら子会社を完全子会社化・非公開化すべきである。親子上場を維持する場合は、双方の株主の共通の利益拡大と子会社の少数株主の利益保護を図ったうえで、敢えて親子上場を継続する理由等をコーポレート・ガバナンス報告書に明記すべきである。

また、上場維持基準に抵触し、またはその可能性が高い上場子会社については、より一層の少数株主保護が求められる。

2. 代表取締役に対し、譲渡制限付株式報酬を付与すること及び固定報酬、業績連動報酬、株式報酬の構成比を変更するための報酬決定の件

本議案は、代表取締役の報酬に株式報酬を導入するとともに、固定報酬、業績連動報酬及び株式報酬の構成比を変更することを企図している。

現在、当社の代表取締役の報酬は固定報酬と業績連動報酬が50：50の割合で構成されており、株式報酬は設けられていない。

当社は最重要指標としてグローバル粗鋼生産能力1億トン、連結事業利益1兆円を掲げているが、適切な価格で投資・買収等が行われない限り、株主価値が向上するとは限らない。

当社グループは、上場子会社及び親会社である当社いずれの株価も低迷している。現会長兼CEOの橋本英二氏がはじめて代表取締役に就任した2016年以降、当社のPBRは一度も1倍を上回ったことがない。

そのため、代表取締役に対する株式報酬を導入し、株主価値向上のインセンティブを強化すべきである。

なお、今後、USスチールをはじめとした大型買収等が実現した場合は、業績連動報酬の基準額も見直すべきである。

3. 代表取締役に対する業績連動報酬にクローバック条項を追加する件

本議案は、代表取締役に対する業績連動報酬の支払いを繰り延べ、将来的に当社が買収等を行った企業に関連する損失が発生した場合に、その一部を没収することを求めるものである。

当社は、最重要指標として、グローバル粗鋼生産能力1億トン、連結事業利益1兆円を掲げ、現在、USスチールの買収を目指している。当該買収は大きな成長可能性を有する一方、買収に

よる規模拡大が株主価値拡大に繋がるかといった観点では懸念が残る。

現状、当社の国内上場子会社の大半はP B R 1 倍割れが常態化しており、それらを見る限り、当社の買収対象となった子会社の企業価値が買収により必ず高まるといえるかは疑わしい。

そのため、当社が本定時株主総会以降に買収等を行った企業に関連し、減損等の損失が発生した場合、当該損失額を加味したうえで業績連動報酬を算定し直し、減算した金額を支給すべきである。

以 上